

# 新城市建設工事等競争入札参加業者選定要綱

平成17年10月1日

(趣旨)

第1条 新城市が施行する建設工事等の競争入札に参加する業者の選定は、この要綱に定めるところによる。

(対象業者)

第2条 選定対象業者は、新城市入札参加資格者名簿に登録された業者（以下「登録業者」という。）とする。

(選定基準)

第3条 一般競争入札に参加する業者の選定については、次に掲げるとおりとする。

(1) 新城市競争入札実施要綱（平成17年新城市制定。以下「実施要綱」という。）

第3条第1号に規定する工事については、当該工事の規模、内容等を勘案し、入札参加資格の内容を定め、新城市決裁規程（平成17年新城市訓令第5号）に基づき決定する。

(2) 実施要綱第3条第2号に規定する工事については、その都度、新城市入札審査会（以下「審査会」という。）の審査を経て、入札参加資格の内容を決定する。

2 指名競争入札に参加する業者の選定については、別表に基づき、次に掲げる事項により行う。この場合において、指名する業者数は、5者以上とする。ただし、発注する工事の種類、内容、規模等によりこれにより難しい場合は、この限りでない。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 対象工事等における技術的適性
- (3) 対象工事等に対する技術者の状況
- (4) 対象工事等に対する地理的要件
- (5) 契約件数及び契約高の状況
- (6) 本市発注工事の進捗状況
- (7) 安全管理の状況
- (8) 本市における受注実績
- (9) 同種工事の成績
- (10) 経営状況

(11) 緊急工事に対する協力状況

(12) その他指名に参考となる事項

3 随意契約に係る業者の選定については、随意契約の理由その他の条件を勘案して適切に選定することとし、見積徴取業者は、原則として2者以上とする。

(選定基準の特例)

第4条 当該工事が災害復旧など緊急を要するときは、前条の規定にかかわらず、入札に参加する業者を選定することができる。

(指名業者の内申)

第5条 指名競争入札を執行しようとするときは、当該工事等の主管課長が指名業者を内申するものとし、総務部契約検査課長（以下「契約検査課長」という。）へ入札執行依頼をすること。

(指名業者の選定)

第6条 契約検査課長は、前条の内申を参考に当該入札の指名業者を決定する。

(随意契約者の選定)

第7条 随意契約を締結しようとするときは、当該工事等の主管課長が見積徴取業者を決定する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、審査会において定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

業種別指名競争入札参加基準表

経営事項審査結果 総合評点	土木一式工事	ほ装工事	経営事項審査結果 総合評点	建築一式工事	水道施設工事
500点以上	工事の規模、内容及び 実績等を勘案し決定	工事の規模、内容及び 実績等を勘案し決定	400点以上	工事の規模、内容及び 実績等を勘案し決定	工事の規模、内容及び 実績等を勘案し決定
500点未満	130万円未満	130万円未満	400点未満	130万円未満	130万円未満

その他工事
工事の種別、規模、内容及び許可の 状況を勘案し決定

委託業務
各業務登録を受けた業者のうち、委託種別、 規模、技術水準、受注実績、指名実績等を勘 案し決定

※ 経営事項審査結果総合評点は、基準登録年度の当該年の評点とする。